

株式会社 日本デジタル研究所 御中

当社のコーポレートガバナンス報告書について

2016年2月

株式会社ストラテジックキャピタル
代表取締役 丸木強

当社は、コーポレートガバナンスに関する報告書（以下「報告書」といいます。）を、昨年12月22日付で提出しております。

当該報告書は、東京証券取引所の有価証券上場規程により提出が求められるものであり、同所は「コーポレートガバナンスに関する報告書 記載要領」（以下、「東証記載要領」といいます。）を定めて公表しています。

弊社は、当社の報告書が、上記の記載要領に沿った記載になっていない点があると考えております。また、記載の背景にある当社の現実を改善していただきたい点もございます。

そこで、当社が提出した報告書について、弊社の意見をお伝えいたします。

1. 基本的な考え方

「(1) 基本方針」の記述について

東証記載要領の記載上の注意によれば、「コーポレート・ガバナンスについての会社の取組みに関する基本的な方針、上場会社にとってのコーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載してください」とされています。

しかし、当社の記載は1行半のみです。

コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）において、「会社は、株主から経営を付託された者としての責任（受託者責任）を負う」旨、繰り返し述べています。

したがって、基本方針においては、是非とも、株主に対する受託者責任を負う者としての考え方を記載していただきたいと存じます。

コードの補充原則4-14-2に取締役・監査役のトレーニングについて定められています。当社の平生の株主対応やこの報告書を見る限り、当社取締役の皆様は、

コーポレートガバナンスの理解が十分ではない可能性があると感じております。この機会に、コーポレートガバナンスについての理解を深めていただきたいと存じます。よろしければ、弊社はいつでもそのお手伝いをさせていただきます。

2. 中期経営計画の開示及び投資家との対話

① 中期経営計画

「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」（以下、「コードを実施しない理由」といいます。）において、原則 4-1-2 に関し、「技術が目まぐるしく進歩する業界」、かつ「（顧客の）経営環境やニーズが激しく変化する」ことを理由に、中期経営計画の策定は当社には適さないと説明してまいります。しかし、このような説明が通るのであれば、殆どの上場会社で中期経営計画は策定できないことになってしまいます。

当社は、不特定多数の投資家から資本を預かって事業を営み、かつ、株式公開企業です。そして、株主からの受託者責任を負っているわけです。

したがって、これらの不特定多数の株主や今後株主となる可能性がある投資家に対する説明責任があります。直近の業績について説明することはもちろん、会社の近未来についても経営者として目標を示し、その目標達成のためにどのような方針で臨むのかについて説明する責任があります。

是非とも、中期経営計画を策定し、これを開示していただきたく、お願いいたします。

② 株主との対話

東証記載要領によれば、原則 5-1（株主との建設的な対話に関する方針）については、報告書において開示すべき事項です。

しかし、当社の報告書には原則 5-1 についての記載がありません。直ちに、報告書を訂正し、この原則について記載すべきと考えます。当社の現状の記載は、「〇〇の理由で、当社は、会社説明会は一切開催しない。また、社長、常勤取締役及び社外取締役の全員が株主との面談を拒否する。」となります。これを「コードを実施しない理由」欄に記載することになります。

このように報告書への記載は正確にせざるを得ませんが、現在の当社の株主との対話方針は、是非とも改善していただきたいと存じます。上記①の通り、当社は、上場企業として株主に対し受託者責任を負っており、説明する責任があります。社長以下の取締役（社外取締役も含む）が株主と対話・面談を行って

いただく体制整備・取組に対する方針を開示していただくべきであります。

3. 前澤社長に権限が集中

① 経営陣の報酬

当社は、報告書の「コードを実施しない理由」欄において、原則 4-2-1 に関し、業績連動報酬や自社株報酬は採用しないとしています。また、報告書の「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」（以下、「コードに基づく開示」といいます。）欄において、原則 3-1（3）に関し、社長が報酬案及び賞与案を取締役会に諮ることになっています。業績連動等のルールはなく、社長の一存で取締役の報酬が決定される結果、2015/3 期は取締役 8 名に対する報酬総額 232,470 千円のうち社長一人で 156,000 千円（他の 7 名平均の 14 倍超）を得ています。

② 取締役の選任・指名

報告書の「コードに基づく開示」欄において、原則 3-1（4）では、候補者は社長の起案により、取締役会で審議、決定されると記載されています。取締役候補の選任方法については、社外取締役が過半数を占める指名委員会が候補選任から関与することが理想ですが、同委員会が存在しない当社においても、社外取締役が中心となって、時間をかけて候補を選任していただきたく仕組みを構築していただきたいと思っております。

日立製作所の前社長である川村隆氏は「ガバナンスの肝は次期社長をだれが選ぶのかにある。日立は 2 年前から社外取締役が指名委員会の委員長に就任し、独立性の高い社外の人々が次期社長選びの主導権を握る形にした。これが経営者選びのグローバル・スタンダードでもある」と発言しておられます（2016/1/27 日本経済新聞）。2014 年 6 月までは、当社社外取締役の太田芳枝氏は、日立製作所の社外取締役として指名委員会の一員であったわけですから、当社としても太田氏の知見を参考としていただけるとは思いませんか。

特に創業以来社長を務めた前澤氏の後任をどのように選出するかは、今後の当社にとって最も大きな課題であります。

③ 社長への権限集中の弊害

以上の通り、創業者であり大株主でもある前澤社長に権限が集中してしまっているため、社長以外の取締役・監査役は、誰も社長と異なる意見が言えなくなっているのではないかと危惧されるのです。

例えば、以下の事象は、社長に権限が集中し過ぎて当社がガバナンス不全となったことが理由ではないでしょうか。

- 元々は社長個人が出資していた会社が経営不振となり、当社が救済して子会社化（現 アイベックス・エアラインズ社）
- 社長の実兄で税理士である前澤栄氏を当社の税務顧問とし、税務顧問料に加えて従業員としての給与も支払
- 社長の実兄で建築設計士であった前澤好和氏に対し、2006/3 期から 2012/3 期まで高額的设计監理料を支払い
- 一定額以下の有価証券投資は社長決裁のみで可能（取締役決議不要）としたため、当社は 307 億円の現金の他に 297 億円もの長短有価証券を保有

4. 最後に

昨年のコーポレートガバナンス・コードの決定及びその東京証券取引所での規則化は、2013 年と 2014 年の「日本再興計画」でコーポレートガバナンスの強化が日本政府の政策として取り上げられたことに端を発しています。

すなわち、約 20 年に亘る日本経済の停滞を打破しようという政策なのです。

また、繰り返しになりますが、当社は不特定多数の株主から資本を預かり、事業を営んでいる以上、上場企業として果たすべき責任と義務があるはずですが、しかし、当社は上場企業という資本主義社会の制度を活用する一方で、責任と義務は最低限で済ませようとしておられるのが実情です。

どうか、報告書における記載を何とかやり過ぎして当社の現状を維持するとのお考えは止めていただき、この機会に、当社のコーポレートガバナンスを実際に改善・強化していただきたいと存じます。

全ての日本企業が、自身のコーポレートガバナンスの問題を見直して改善すれば、日本経済は大いに活性化すると、弊社は信じております。

本日の報道によれば、先般の日銀のマイナス金利政策に対応し、大手銀行は企業の普通預金に実質マイナス金利を導入するとのこと。当社が保有する潤沢な現金及び現金類似資産の有効活用及び株主還元策をご検討いただけますよう、重ねてお願いいたします。

以上